

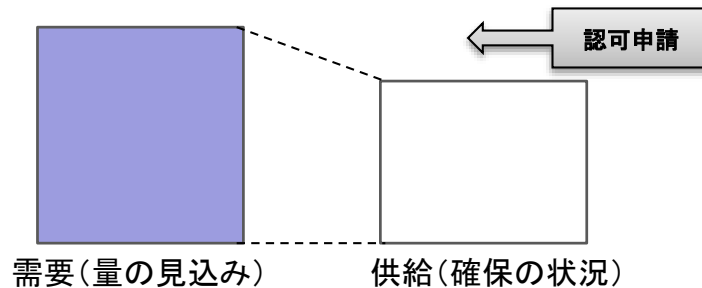
認定こども園に移行する場合の特例措置について

平成26年12月21日

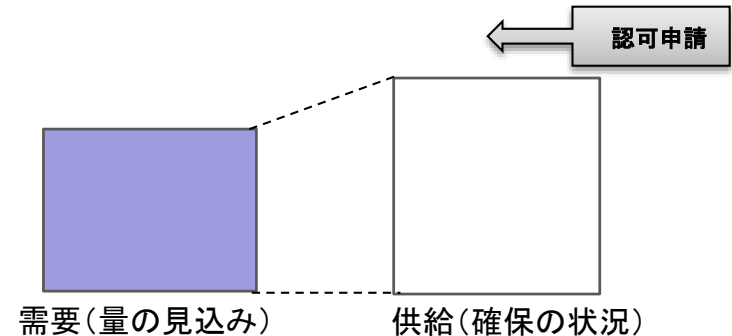
認定こども園に移行する場合の特例措置について

- 子ども・子育て支援新制度において、中核市は、教育・保育提供区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じ、以下のとおり、幼保連携型認定こども園・保育所・地域型保育事業の認可を行うこととされている。

需要 > 供給 → 原則認可

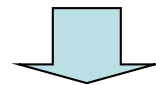


需要 < 供給 → 認可しないことができる



特例措置

- 国においては、幼稚園や保育所が認定こども園へ移行する場合は、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提としつつ、「計画で定める数」の範囲内で認可・認定をすることとしている（中核市は、幼保連携型認定こども園について、計画上、その数を定める）。



- 本市では、全ての幼稚園や保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した場合であっても、認可できるように、次頁以降のとおり、「計画で定める数」を設定する。

計画で定める数(1号認定)

< 保育所が幼保連携型認定こども園へ移行する場合 >

地区名	保育所数	1号認定 平均利用定員数	計画で定める数
東部地区	17箇所	8人	136人
南部・中部地区	32箇所	8人	256人
西部・北部地区	28箇所	8人	224人
浪岡地区	10箇所	8人	80人

※1 保育所数は、平成26年10月1日現在の箇所数である。

※2 1号認定平均利用定員数は、H27年度に幼保連携型認定こども園への移行を希望している保育所が、確認の申請において定めた1号認定の利用定員の平均である。

計画で定める数(2号認定)

＜幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行する場合＞

地区名	幼稚園数	2号認定 平均利用定員数	計画で定める数
東部地区	7箇所	33人	231人
南部・中部地区	10箇所	33人	330人
西部・北部地区	2箇所	33人	66人
浪岡地区	1箇所	33人	33人

※1 幼稚園数は、平成26年10月1日現在の箇所数である。

※2 2号認定平均利用定員数は、H27年度に幼保連携型認定こども園への移行を希望している幼稚園型認定こども園が、確認の申請において定めた2号認定の利用定員の平均である。

計画で定める数(3号認定)

<幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行する場合>

地区名	幼稚園数	3号認定 平均利用定員数	計画で定める数
東部地区	7箇所	24人	168人
南部・中部地区	10箇所	24人	240人
西部・北部地区	2箇所	24人	48人
浪岡地区	1箇所	24人	24人

※1 幼稚園数は、平成26年10月1日現在の箇所数である。

※2 3号認定平均利用定員数は、H27年度に幼保連携型認定こども園への移行を希望している幼稚園型認定こども園が、確認の申請において定めた3号認定の利用定員の平均である。